

# 公 告

## 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和5年2月28日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）多治見複合計画

多治見市住吉町1丁目6番1

### 2 意見の概要

住民の意見

- ・設置者等の地域住民に対する対応について
- ・店舗及び荷捌き施設の配置変更について
- ・防犯対策について
- ・近隣住民からの問い合わせ窓口の設置について
- ・交通安全対策について